

議案第13号

和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市介護保険条例の一部を改正する条例

和光市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>16,540円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>27,580円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>38,620円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>49,650円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>55,170円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>68,970円</u>            ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。</u>以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ（略）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>77,240円</u>            ア・イ（略）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>91,040円</u>            ア・イ（略）</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>15,210円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>25,360円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>35,520円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>45,660円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>50,730円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>63,420円</u>            ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ（略）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>68,490円</u>            ア・イ（略）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>81,180円</u>            ア・イ（略）</p>

- (9) 次のいずれかに該当する者 104,830円  
ア・イ (略)
- (10) 次のいずれかに該当する者 118,630円  
ア・イ (略)
- (11) 次のいずれかに該当する者 132,420円  
ア・イ (略)
- (12) 次のいずれかに該当する者 148,980円  
ア・イ (略)
- (13) 前各号のいずれにも該当しない者 165,520円

第24条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第7条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(平成29年度における保険料率の特例)

第9条 平成29年度における保険料率は、第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) (略)

- (6) 次のいずれかに該当する者 63,420円  
ア 平成28年の合計所得金額が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- (9) 次のいずれかに該当する者 91,320円  
ア・イ (略)
- (10) 次のいずれかに該当する者 101,470円  
ア・イ (略)
- (11) 次のいずれかに該当する者 111,620円  
ア・イ (略)
- (12) 次のいずれかに該当する者 124,300円  
ア・イ (略)
- (13) 前各号のいずれにも該当しない者 134,440円

第24条 市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第7条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(平成29年度における保険料率の特例)

第9条 平成29年度における保険料率は、第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) (略)

- (6) 次のいずれかに該当する者 63,420円  
ア 平成28年の合計所得金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この条において同じ。)が120

イ (略) (7)~(13) (略)	万円未満である者であり、かつ、前各号のい ずれにも該当しないもの イ (略) (7)~(13) (略)
-----------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の和光市介護保険条例第7条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

平成30年2月25日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

介護保険法の一部改正等に伴い、所要の改正を行いたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。